

○業務系ネットワークに接続されるパソコンにおける外部記憶装置の取扱管理規程

(目的)

第1条 この管理規程は、本学においてUSBフラッシュメモリに代表される可搬型記憶装置及び記憶媒体の接続による業務系ネットワークに接続されるパーソナルコンピュータへの悪意あるソフトウェア(以下、コンピュータウイルス)の侵入を阻み、業務系ネットワークへの感染拡大を防止し、安心、安全な診療及び大学業務の維持、並びに外部記憶装置の紛失、盗難、不正使用等によつて生じる大学法人並びに病院業務に関連する情報の漏えい、流失の防止を目的に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 端末

本学業務ネットワークに接続するコンピュータをいう。ただし、コンピュータウイルス感染及び感染拡大の原因となる恐れがなくかつ情報の持出しが容易にできない機器、並びに薬事法第2条第4項に定める医療機器はこれに該当しない。

(2) 外部記憶装置

USBフラッシュメモリ、CD、フロッピー、外付けハードディスク、DVDドライブなど、可搬型記憶装置、記憶媒体、及び外部接続型の記憶媒体読書き装置全般。ただし、USBトークン、カードリーダー等の認証専用機器、マウス、キーボード等の記憶機能をもたない機器はこれに該当しない。

(3) 可搬型記憶媒体

情報の読書きに専用の読書き装置を必要とするテープ、CD、フロッピー、メモリーカード等の記憶媒体。

(4) 管理者

この管理規程で明記する統括管理者、運用管理責任者、管理作業担当者。

(5) 使用者

業務システムを取り扱う本学職員(嘱託、研究医員、臨床研修医、臨時職員を含む。)及び学生(大学院生、看護学生を含む)。

(6) 運用管理単位

端末及び外部記憶装置の接続に関して、別表1に定める同じポリシーで運用するグループ。各病院、大学法人などの1運用管理責任者の管理範囲となる地区、部署あるいは部署グループをいう。

(対象)

第3条 全ての使用者、端末、外部記憶装置を対象とする。

(管理体制)

第4条 この管理規程に基づく端末及び外部記憶装置接続の運用管理にあたり、統括管理者を置き、大学情報センター長をもつてこれに充てる。

- 2 統括管理者は各運用管理単位における管理責任者として運用管理責任者を指名する。
- 3 運用管理責任者は、外部記憶装置接続に関する登録、変更等、外部記憶装置の運用実務を行う管理作業担当者を指名する。
- 4 運用管理責任者並びに管理作業担当者は、運用管理単位における端末及び外部記憶装置接続の管理を、管理規程及び運用手順書に則して行う。使用者に対して端末及び外部記憶装置接続に関する指示並びに指導を行う。
- 5 使用者は、端末及び外部記憶装置接続に関して、運用管理単位における運用方針と管理者の指示に従う。

(管理者、使用者の責務)

第5条 管理者の責務

- (1) 端末及び外部記憶装置接続の許可、規制、接続する外部記憶装置の使用等について適正に管理、統括すること。
 - (2) 管理に際して端末及び外部記憶装置接続の運用方針を明確にし、それに準じた運用手順書を整備すること。また業務内容の変更に伴い運用手順書の改編を行うこと。
 - (3) 管理規程並びに運用手順書に沿って、端末及び外部記憶装置接続に関する管理業務を遂行すること。また適正なセキュリティ要件に照らして必要な措置を講じること。
 - (4) 管理を支援するシステム等の環境を整備すること。管理を支援するシステム等を導入するに当たって、その機能が管理規程並びに運用手順書への準拠を確認すること。管理対象となる端末や外部記憶装置への適合性及び動作の確認を行うこと。並びに機能維持に努めること。
 - (5) 使用者への運用方針の周知、指導を行うこと。
 - (6) 不正な外部記憶装置の使用、外部記憶装置を介したコンピュータウイルスの感染拡大が生じないように必要な措置を講じること及び使用者に指示を行うこと。
- 2 使用者は次の責務を負う。
- (1) 管理規程並びに運用手順書を遵守すること。
 - (2) 外部記憶装置の盗難、紛失による情報漏えい、外部記憶装置を介したコンピュータウイルスの感染拡大が生じないように適正に使用すること。又は必要な措置を講じること。
 - (3) 管理者から許可されていない端末と外部記憶装置を接続しないこと。管理者により許可された目的以外で端末と外部記憶装置を接続しないこと。
 - (4) 外部記憶装置は適切に保管し所在を明確にすること。使用責任者と主たる使用者を明確にすること。管理者から許可された目的以外の使用、貸与、あるいは譲渡を行わ

ないこと。

- (5) その他、端末及び外部記憶装置接続に関して、管理者の指示に従うこと。

(接続方針)

第6条 端末に一切の外部記憶装置の接続を禁止する。ただし、以下のいずれかの場合に限りその接続を認める。

- (1) 管理体制が確立された運用管理単位内で、運用手順書に明記された手順によつて管理者の許可を得た端末と外部記憶装置を接続する場合。
- (2) コンピュータウイルス検査済みあるいはコンピュータウイルス感染の可能性のない読み出し専用の可搬型記憶媒体から情報を読み込む場合。
- (3) 機器設置作業あるいはメンテナンス目的で管理者あるいは管理部署の監督の下、コンピュータウイルス検査済みあるいはコンピュータウイルス感染の可能性のない外部記憶装置を接続する場合。

(機器要件)

第7条 外部記憶装置の接続を許可する端末には、以下の全ての要件を確保すること。

- (1) 外部記憶装置の接続が業務上必要であり、目的が限定されていること。
 - (2) 使用責任者と主たる使用者が明確であること。
 - (3) コンピュータウイルス対策が最新の状態で維持されていること。
 - (4) 可能な範囲でOSセキュリティ対策(サポートサービスパック、セキュリティパッチ適用)が施されていること。
 - (5) システム操作(BIOS設定、レジストリ操作、あるいは外部記憶装置規制ソフトウェアなど)あるいは物理的手段(USBポートへのダストカバー装着による羽目殺しなど)で、外部記憶装置の接続規制を実施できること。
- 2 端末に接続を許可する外部記憶装置は種類ごとに、以下の全ての要件を確保すること。
- (1) 外部ハードディスク装置
設置型であり、保存内容を暗号化すること。暗号化できない場合、何らかの固定措置を施すこと。可搬型はUSBフラッシュメモリに準ずる。
 - (2) USBフラッシュメモリ
復号に認証を必要とする手段(パスワードなど)で保存内容を暗号化すること。コンピュータウイルス対策機能があることが望ましい。
 - (3) 記憶媒体の読書き装置及び可搬型記憶媒体(メモリーカードなど)、デジタルカメラなど目的のために特定の可搬型記憶媒体あるいは特定の機器の接続を必須とする場合に限る。

(運用手順書)

第8条 管理者は端末及び外部記憶装置接続に関して、運用管理単位ごとの端末環境及び業務内容に応じ、運用管理単位における運用方針と管理実務手順を明記した運用手順書を作成し、それに即した管理を行う。

2 運用手順書は管理規程に準じること。

3 運用手順書には以下の項目について明記すること。

(1) 端末及び外部記憶装置接続の許可と規制に関する運用指針あるいは基本ポリシー。

(2) 管理者あるいは管理部署。

(3) 管理対象。

(4) 管理方法、管理を支援する方策等。

(5) 接続を許可する端末並びに外部接続装置の要件。又は許可あるいは規制する基準。

(6) 接続を許可する場合における次の事項。

- ・申請方法等、接続許可の方法及び手順。
- ・接続内容変更の方法及び手順。
- ・接続取消しの方法及び手順。
- ・外部記憶装置の接続取消し、廃棄時の方法及び手順。
- ・外部記憶装置の紛失、盗難時の対応手順。

(7) 申請書類等の様式。

4 管理規程と同項目の記載は運用手順書を優先する。ただし、管理規程の目的に則したものでありセキュリティへの配慮が為されていること。

5 運用手順書の雛型を付録1として記す。

(違反措置と罰則)

第9条 管理規程並びに運用手順書に違反したことにより大学法人並びに病院業務に悪影響を与えた場合、あるいはセキュリティ上の脅威を及ぼした場合は、その原因が明らかになり、再発防止のための措置が実施され再発の危惧が無くなるまで、原因となった端末及び外部記憶装置の使用を禁止する。

2 紛失した情報が個人情報に関わる場合、前項に加えて本学の個人情報保護規定並びに個人情報取り扱い手順書により必要な措置を行う。

3 違反した使用者は「関西医科大学就業規則6—2、6—3、6—4」により制裁を受けることがある。

附 則

この規程は、平成21年10月13日付け制定施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月11日から施行する。

(別表1)

管理部署	運用管理単位に含まれる部署
大学情報センター	大学法人(専門部、附属図書館、附属生命医学研究所、大学事務局、教養部、附属看護専門学校を含む)
滝井病院医療情報部	附属滝井病院
枚方病院医療情報部	附属枚方病院
香里病院医療情報部	香里病院

(付録1)規程第8条第5項に規定する運用手順書は原則下記の様式によるものとする。

「業務系ネットワークに接続されるパソコンにおける外部記憶装置の取扱管理規程」による運用手順書(雛型)

1 要旨

- (1) 附属〇〇病院では「業務系ネットワークに接続されるパソコンにおける外部記憶装置の取扱管理規程」(以下、管理規程)に基づき、業務系ネットワークに接続されるパソコンに接続する外部記憶装置(媒体)の管理運用を本手順書により実施する。
- (2) 本手順書で記載する語句は管理規程の定義に準ずる。
- (3) 本手順書で明記する管理者並びに使用者の責務は管理規程に準ずる。

2 管理対象

- (1) 附属〇〇病院建物内の業務系ネットワークに接続する端末。対象端末としての例外は管理規程に準ずる。
- (2) 前項の端末に接続される外部記憶装置並びに可搬型外部記憶媒体。
- (3) 前項の端末を操作する権限を持つすべての使用者。
- (4) 取り扱う情報自体の運用に関しては、本手順書では定めず本学の他諸規程に従う。

3 管理体制

- (1) 附属〇〇病院(病院建物内に設置される本学法人組織を含む)をもって管理規程に定義する運用管理単位とし、本手順書で管理方法と運用手順を規定する。
- (2) 附属〇〇病院医療情報部をもって、附属〇〇病院における管理部署としてその長を運用管理責任者とする。
- (3) 管理部署として附属〇〇病院医療情報部、並びに大学情報センター学術・業務部門があたり、その職員並びに委託職員が管理作業担当者として任を遂行する。
- (4) 管理部署は、使用者からの接続申請により、必要なセキュリティ措置と許可手続きを行う。許可端末及びそれに接続される外部記憶装置は管理部署で把握、管理する。
- (5) 管理部署は使用者に対して外部記憶装置を接続する端末並びに接続する外部記憶装置の使用規則について、指示、指導を行い運用方針の遵守に努める。

4 運用方針

- (1) 業務系端末における外部記憶装置の接続を原則禁止し、使用者の申請に基づく許可

制とする。

- 1 以下の場合に接続を許可する。
 - 1 管理部署へ申請を行い、接続を許可された端末及び外部記憶装置を使用する場合。
 - 2 機器設置時あるいはメンテナンス目的で外部記憶装置を接続する場合(管理規程第6条(2)、(3)に該当する場合)。
 - 2 外部記憶装置の接続を希望する部署あるいは使用者は、本運用手順書で定める申請書にて管理部署に接続許可申請を行い、管理部署のセキュリティ、業務上の必要性、その他の要件に該当するか否かの審査と必要な処置を経て、その許可を得る。
 - 3 申請時と変更が生じた場合には、使用者は遅滞無く管理部署へ変更申請を行い、必要があれば管理部署の指示に従う。
 - 4 端末へ外部記憶装置の接続する必要がなくなつた場合、外部記憶装置の破損、紛失が生じた場合、廃棄する場合には、使用者は管理部署に連絡し、管理部署の指示に従う。
 - 5 管理部署は、システム上のセキュリティ観点から、申請時あるいは使用抹消時に必要な処置を実施し、使用者に外部記憶装置の使用について指示、指導を行う。
- (2) 接続を許可された外部記憶装置は、盗難や紛失、外部記憶装置を介したコンピュータウイルスの感染拡大の事態が生じないように、適正に管理を行い必要な措置を講じること。以下を指針とした管理を行うこと。
- 1 使用責任者と主たる使用者を明確にする。
 - 2 申請部署で適切に保管し定期的に所在を確認する。
 - 3 申請時の目的以外の使用、貸与、譲渡等を行わない。また接続を許可されている端末以外に接続しない。
 - 4 コンピュータウイルス感染の可能性があるコンピュータに接続を行った場合、端末に接続する前に、コンピュータウイルス対策ソフトを最新状態で実装している業務系ネットワークに接続していない検疫用コンピュータでコンピュータウイルス検査を行う。
 - 5 無用な情報は保存しない。使用しない情報は消去あるいは初期化する。
 - 6 個人情報、診療情報などの重要情報を保存する外部記憶装置は、本学の個人情報保護規定並びに個人情報取り扱い手順書に則り、加えて以下の措置を必要とする。
 - 1 情報を保存する外部記憶装置はパスワード認証、施錠措置等の機密漏洩防止措置を必須要件として厳重に管理する。
 - 2 情報が保存された外部記憶装置は施錠できるロッカー等で保管し、鍵は部署の個人情報管理者が保管する。
 - 3 情報を保存したことがある外部記憶装置の廃棄時には、粉碎等の適切なデータ消去処理を行う。

5 管理方法

(1) 管理台帳の作成

- 1 管理部署は許可端末と外部記憶装置の把握と記録のため管理台帳を作成する。
- 2 管理台帳は、許可端末と許可する外部記憶装置用、貸与用USBフラッシュメモリ用、を作成する。
- 3 申請、変更、廃棄時に更新を行い、許可端末について常に実状把握を行うことが可能な体制を作る。

(2) 端末における外部入出力の規制

- 1 全ての端末のUSBポートに対し、ダストカバーの羽目殺しとUSBストレージドライバの無効可処置を行い、許可端末以外のUSBポート使用を明示的に規制する。
- 2 外部接続機器管理ソフトウェアが使用できる端末にはUSBドライバー無効可処置の代わりに当該ソフトをインストールし、一元的にポート管理を行う。端末のOS要件などの検証が終了次第、順次適用端末を増やす。
- 3 許可端末には外部記憶装置管理ソフトウェアのインストールを必須とする。またインストール要件に合致するようにOSのバージョンを上げ、必要ならば動作検証を実施する。その後許可する外部記憶装置を登録する。
- 4 外部記憶装置管理ソフトウェアとして、〇〇製〇〇〇〇を使用する。

(3) 申請に基づく接続許可制

- 1 接続申請時に、端末と外部記憶装置の必要要件に基づく調査を行い、必要ならば端末のOSセキュリティパッチ、ウイルス対策ソフトの導入と確認、外部記憶装置管理ソフトウェアのインストールを行い、システム上のセキュリティ脆弱点がないことを確認する。
- 2 許可抹消あるいは廃棄時には、端末の規制処置のほかにも、外部記憶装置に残る情報の消去の確認を合わせて行い、情報管理の観点にも配慮する。
- 3 管理台帳を更新し、現状把握を行うことができる体制を維持する。
- 4 必要に応じて、外部記憶装置の所在確認を実施する。

(4) 貸与用USBフラッシュメモリの準備

- 1 管理部署で、本手順書の機器要件と外部記憶装置管理ソフトウェア管理対象製品に準拠したUSBフラッシュメモリを用意する。
- 2 利用者からの申請時に希望があれば、外部記憶装置として貸与する。
- 3 運用方針については別途記載する。

(5) 運用方針の広報

- 1 管理規定並びに本手順書に基づく附属〇〇病院業務系ネットワークでの運用方針を周知させるため、業務系Web画面に、本運用方針と使用原則、接続手順、申請書様式、廃棄時の注意事項などを掲載し、利用者への周知をはかる。

6 接続要件

(1) 外部記憶装置を接続する端末の要件

1 管理規程第7条の(機器要件)に準ずる。WindowsOSのバージョンはサポートサービスパックを原則とする。また重大な障害が予想されるセキュリティホールへの対策を行つていること。ただし、業務アプリケーションの動作検証に要する作業に留意して、この期間はこの要件を保留するが、コンピュータウイルス対策は確実に行う事とする。

2 端末のUSBポートは以下の措置を行う。

1 USBポートに外部記憶装置接続の必要がない端末には、空きポートにダストカバーを設置しポート使用禁止を明示する。システム操作(BIOS、レジストリ、あるいは外部記憶装置規制ソフトウェア)でUSBポートを無効にする。

2 USBポートに外部記憶装置接続を許可する端末は、端末要件に基づき、システム操作(BIOS、レジストリ、あるいは外部記憶装置規制ソフトウェア)で、不特定の外部記憶装置がポートを使用できない措置を講ずる。

(2) 外部記憶装置の要件

1 外部ハードディスク装置

1 管理規程第7条の(機器要件)に準ずる。

2 USBフラッシュメモリ

1 パスワードによる暗号化機能がある。

2 コンピュータウイルス対策機能があることが望ましいが必須としない。

3 外部記憶装置規制ソフトウェアの管理適応製品であること。

3 メモリーカード、デジタルカメラ、ビデオなど

1 管理規程第7条の(機器要件)に準ずる。

7 申請方法並びに管理措置

(1) 外部記憶装置を接続する端末及び外部記憶装置の新規登録申請(以下、「登録申請」)

1 端末に外部記憶装置を接続する場合、外部記憶装置接続を必要とする端末と外部記憶装置について、使用者は管理部署に外部記憶装置(媒体)接続申請書(様式1)を提出する。

2 管理部署は以下の措置を施行する。

1 当該端末の接続要件の確認。ウイルス対策(インストール有無、ウイルスパターンファイル、検索エンジン)の最新状態の確認、必要ならばOSサービスパック適応措置。

2 端末への外部記憶装置規制ソフトウェアのインストールと許可する外部記憶装置の登録。

3 接続許可された端末であることのラベル明示。

4 外部記憶装置が要件に準拠していることの確認。

5 外部記憶装置に符番し、端末への接続を許可された外部記憶装置であることのラベル明示。

- 3 管理台帳への記載を行い、外部記憶装置を接続する端末、並びに外部記憶装置の番号を管理する。
 - 4 以上の措置結果並びに、申請部署業務における外部記憶装置接続理由の妥当性評価の結果、外部記憶装置接続の許可あるいは不許可を、使用者に外部記憶装置接続依頼通知書(様式3)にて通知する。
- (2) 外部記憶装置を接続する端末及び外部記憶媒体の変更申請(以下、「変更申請」)
- 1 使用者は、既に申請済みの外部記憶装置の接続する端末と外部記憶装置について、接続端末の変更追加等、申請内容の変更が生じた場合は、遅滞無く管理部署に外部記憶装置接続(変更・取消)申請書(様式2)に変更する内容を記載し提出する。
 - 2 管理部署は、変更内容を調査し、必要ならば「登録申請」に準じた措置を施行する。
- (3) 外部記憶装置を接続する端末及び外部記憶媒体の取消申請(以下、「取消申請」)
- 1 使用者は外部記憶装置を端末に接続しなくなった場合には、遅滞無く管理部署に報告し、外部記憶装置接続(変更・取消)申請書(様式2)を提出する。
 - 2 管理部署は以下の措置を施行する。
 - 1 当該外部記憶装置の全内容のデータ消去あるいは粉碎等の処置を施行、あるいは施行したことを確認する。ラベル明示を破棄する。
 - 2 接続許可端末から当該外部記憶装置の接続許可を無効にする。接続の必要がなくなった端末にはUSBポートの使用禁止措置を行い、ラベル明示を破棄する。
 - 3 管理台帳を更新する。
- 8 外部記憶装置の紛失又は盗難時の対応
- (1) 外部記憶装置の紛失又は盗難が生じた場合、以下の手順で対処する。
- 1 使用者は登録された外部記憶装置が紛失した場合、遅滞無く情報管理部門に報告する。
 - 2 管理部署は、「取消申請」に準ずる措置を施行する。
 - 3 管理部署は経過並びに処置、使用者からの報告を元に当該外部記憶装置の使用状況、保存していた情報について、情報セキュリティ管理委員会並びに統括管理責任者に報告する。
- (2) 個人情報保存された外部記憶装置の場合、加えて本学の個人情報取り扱い手順書第11章「緊急時対応」に則り、必要な手順を実施する。
- 9 外部記憶装置の破損、故障、廃棄時の対応
- (1) 外部記憶装置の破損、故障、廃棄する場合、以下の手順で対処する。
- 1 使用者は登録された外部記憶装置が破損、故障、あるいは廃棄する場合、遅滞無く管理部署に報告する。外部記憶装置接続(変更・取消)申請書(様式2)を提出し、外部記憶装置の取消を申請する。
 - 2 管理部署は、「取消申請」に準ずる措置を施行する。
- (2) 代替の外部記憶装置を使用する場合、使用者は新たに「登録申請」を行う。

10 貸与用USBフラッシュメモリの運用方針

- (1) 接続要件に準じた推奨USBフラッシュメモリを貸与用USBフラッシュメモリとして準備する。
- (2) 貸与用USBメモリはその旨をラベル明示し、購入日、製品番号、貸与履歴等の台帳を作成し管理する。
- (3) 利用者からの返還ごとに内容を適切に消去し保管する。
- (4) 貸与用USBフラッシュメモリの使用を希望する利用者は、「登録申請」あるいは「変更申請」時にその旨を該当申請書類に併記の上、管理部署に貸与申請する。
- (5) 貸与する貸与用USBフラッシュメモリは1部署につき概ね1基を上限とする。
- (6) 利用者は使用状況に変更が生じた場合は遅滞無く管理部署に報告する。また使用状況について管理部署からの報告要請があれば遅滞無く報告する。
- (7) 利用者は管理部署からの返還要請があれば、使用を中止し、遅滞無く返還する。
- (8) 他の運用方針については外部記憶装置一般に準ずる。

11 申請書の様式

- (1) 外部記憶装置(媒体)接続申請書(様式1)
- (2) 外部記憶装置接続(変更・取消)申請書(様式2)
- (3) 外部記憶装置接続依頼通知書(様式3)

(様式1)

平成 年 月 日

外部記憶装置(媒体)接続申請書

〇〇病院
医療情報部長 殿

所属

所属長 _____ 印

申請者 _____ 印

内線

業務の都合上、外部記憶装置又は外部記憶媒体をKMUnet業務系ネットワークに接続するパソコンに接続し電子データの授受をいたしたく下記のとおり申請します。

記

	申請区分	
	<input type="checkbox"/> 貸与 医療情報部から貸与された外部記憶装置により業務系端末へ接続を希望します	
	<input type="checkbox"/> 持込 自部門で所有する外部記憶装置について業務系端末への接続を希望します	

外部接続媒体の貸与についての留意事項

- 貸与する外部記憶媒体は申請部門につき概ね1基を上限とする。
- 利用の中止など貸与した外部記憶媒体の利用形態に変更が生じた場合は、すみやかに医療情報部へ報告する。
- 貸与した外部記憶媒体の利用現況について医療情報部から報告の要請があれば、すみやかに報告する。

持込媒体の詳細

装置種類 USBフラッシュメモリ
付帯機能 暗号化/パスワード認証 アンチウイルス(製品名 :)
 生体認証 その他
(機能名 :)
 その他
()

(様式2)

平成 年 月 日

外部記憶装置接続(変更・取消)申請書

〇〇病院
医療情報部長 殿

所属

所属長 _____ 印

申請者 _____ 印

内線

このたび、先に申請しました外部記憶装置接続申請書の申請内容について変更又は取消が生じたので下記のとおり訂正を申し出ます。

記

	申請区分	
<input type="checkbox"/> 変更 外部記憶装置(媒体)の申請内容の訂正及び、接続する業務系端末の変更を希望します		
	<input type="checkbox"/> 取消 外部記憶装置(媒体)の使用停止及び、業務系端末への接続の取消を希望します	

外部記憶装置(媒体)

<input type="checkbox"/> 貸与分	<input type="checkbox"/> 持込分	
登録No.		

※大学情報センターから通知された番号を記入下さい

申請内容

変更・取消(予定)日 _____ 年 _____ 月 _____ 日()

持込媒体の訂正

装置種類

USBフラッシュメモリ

付帯機能 暗号化/パスワード認証

アンチウイルス(製品名 : _____)

生体認証

その他(機能名 : _____)

その他

()

メーカー名

型番

装置色等

業務系端末変更/取消

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 追加	192.168. .	又はコンピュータ名	
	<input type="checkbox"/> 取消			
IP.Address				

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 追加	192.168. .	又はコンピュータ名	
	<input type="checkbox"/> 取消			
IP.Address				

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 追加	192.168. .	又はコンピュータ名	
	<input type="checkbox"/> 取消			
IP.Address				

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 追加	192.168. .	又はコンピュータ名	
	<input type="checkbox"/> 取消			
IP.Address				

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 追加	192.168. .	又はコンピュータ名	
	<input type="checkbox"/> 取消			
IP.Address				

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 追加	192.168. .	又はコンピュータ名	
	<input type="checkbox"/> 取消			
IP.Address				

<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 取消 IP.Address	192.168. .	又はコンピュータ名	

<input type="checkbox"/> 追加 <input type="checkbox"/> 取消 IP.Address	192.168. .	又はコンピュータ名	

医療情報部記入欄

決裁欄

	部長						Date : 受付日 : / / 決定日 : / /

(様式3)

平成 年 月 日

外部記憶装置接続依頼通知書

申請番号 _____

申請者 _____ 殿

〇〇病院
医療情報部長

外部記憶装置接続申請書に基づき、慎重な審査の結果、あなたからの外部記憶装置(媒体)接続の可否をつぎの通り決定しましたのでご通知申し上げます。

(結果通知)

a 許可する b 許可しない

登録No.	
-------	--

接続を許可しない場合の理由等
